

諫早市災害廃棄物処理計画(要約版)

本計画の構成

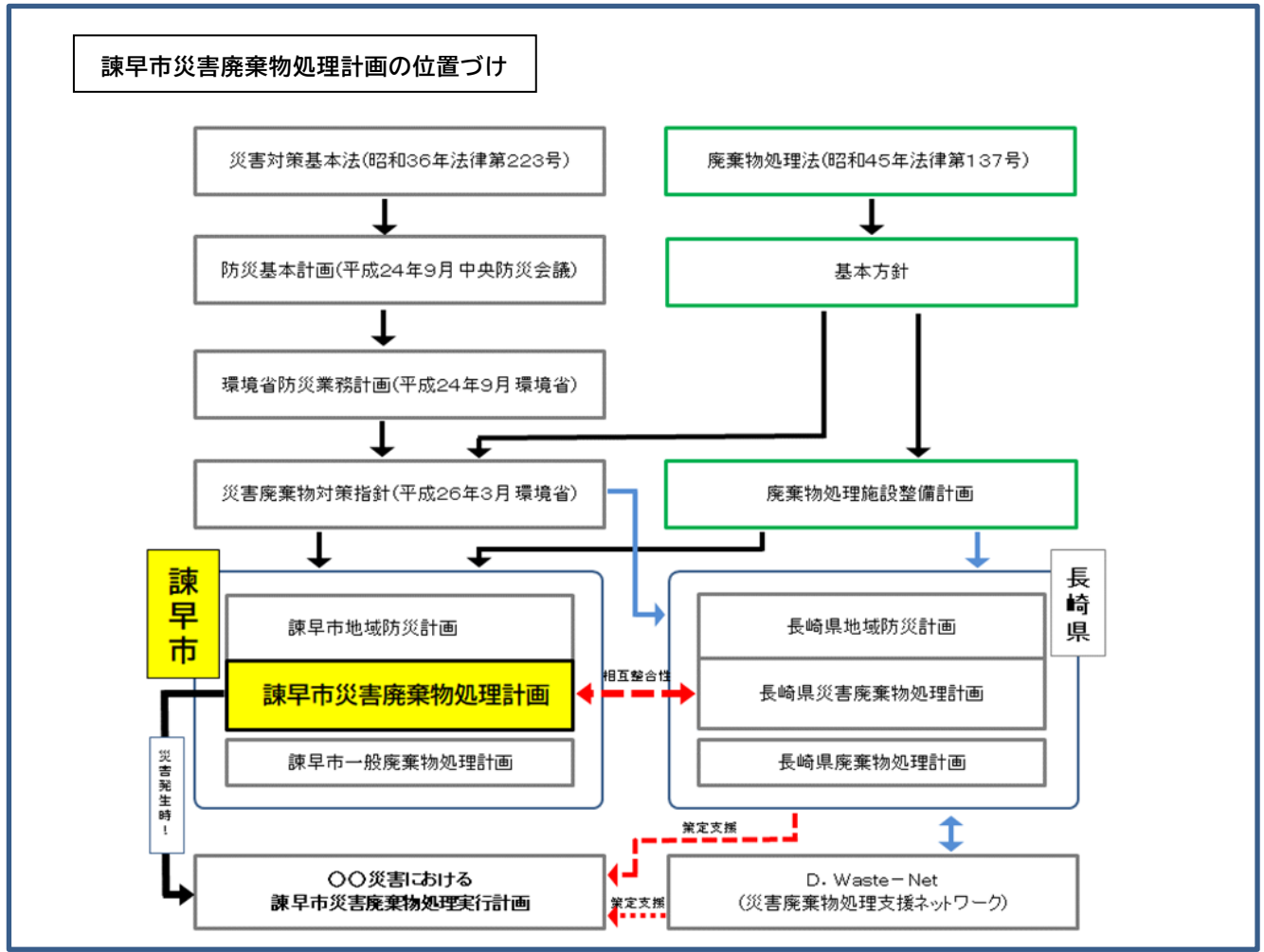
本計画は、基本的事項、考え方や組織・推進体制等からなる「第1編 総則」、災害発生直後の初動期から応急対応期における具体的な事務や取組み、災害廃棄物の発生量推計、同廃棄物の処理フローや収集運搬体制、仮置場候補地一覧等からなる「第2編 災害廃棄物等処理対策」、見直しの時期を示した「第3編 災害廃棄物処理計画の見直し」の三部構成である。

背景及び目的 … 第1編 総則 第1章-1 P1

諫早市では、昭和32年の「諫早水害」の経験を踏まえ、災害に備えるために「諫早市地域防災計画」を策定し、災害時のごみ・がれき・し尿の処理について基本的な方針を示しているが、大規模な地震や風水害による災害は、被害が広範囲に亘り、建物等被害からのがれき類や避難所からのごみ・し尿等、大量の廃棄物が発生するほか、交通の途絶等により平常時の収集・処理を行うことが困難となることから、事前に十分な対策を講じておかなければならない。そこで、大規模な災害等により発生した災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理及び再資源化の推進を図るとともに、市民の生活環境を確保し、速やかに復旧・復興を推進していくことを目的に、諫早市災害廃棄物処理計画を策定するものである。

計画の位置付け … 第1編 総則 第1章-2 P2

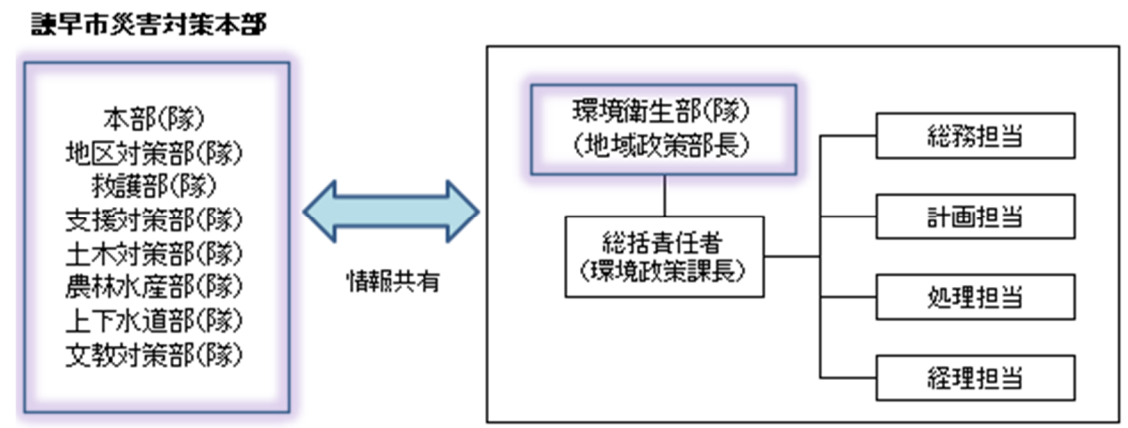
本計画は環境省の「災害廃棄物対策指針」及び「長崎県災害廃棄物処理計画」等の内容を踏まえて策定する。また、「諫早市地域防災計画」と整合を図り、災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方、廃棄物の処理を進めるにあたって必要となる体制、処理方法などの基本的事項を定める。



※ 実際に被災した場合には、環境省の専門家チームであるD. Waste-Netの協力を得て、被災状況等に応じて具体的な処理工程等を示した「諫早市災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

災害廃棄物対策における組織構成 … 第1編 総則 第2章-1-(2) P7

災害廃棄物の処理対策に関する業務は、環境政策課が行う。環境政策課は災害廃棄物処理の実施、処理に係る指揮調整、住民等への広報、被災状況等の情報管理、人材や資機材の調整、外部との契約、補助金の取得を含む資金管理等を行う。



災害廃棄物処理の基本方針 … 第2編 災害廃棄物処理対策 第1章-1 P11

諫早市における災害廃棄物処理の基本方針

- ・ 国、県、市、関係事業者及び市民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。
- ・ 本計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任をもって役割を果たすことにより迅速な処理を行う。
- ・ 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年以内で終了することを目標とする。
- ・ 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。
- ・ 災害廃棄物の処理にあたっては、極力再資源化に努めるとともに、中間処理による減量化などを推進し、最終処分量の削減に努める。
- ・ 処理のため使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内、市内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、市外での広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ検討する。

災害廃棄物発生量(県推定値) … 第2編 災害廃棄物処理対策 第2章-1-(2) P19

市内の種類別災害廃棄物等の発生量としては「雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動」が最も多く、約125万トンと推計される。直下型地震の場合には約51万トン、本明川・半造川氾濫による水害発生の場合には約21万トンと推計される。

想定する災害の種類	災害廃棄物(t)	一次仮置場 必要面積(m ²)	避難所ごみ発生量 t/日	し尿発生量 kl/日
雲仙地溝南縁東部・西部断層帯連動地震	1,255,754	642,574	56.1	212
諫早市直下型地震	514,674	263,794	16.6	156
本明川・半蔵川の氾濫による水害	218,484	112,927	11.5	93

※ 上記表中の災害は、本計画にて想定する18災害のうち主な3災害を掲げたものである。

災害発生後の事務の流れ … 第2編 災害廃棄物処理対策 第3章－1 P24～P28

	情報収集	発生量の推計	処理体制の構築	実行計画の策定	処理の開始	進行管理等
諫早市	被災状況の情報収集 県への報告	推計実施	【直接執行分】 →廃棄物処理実行計画策定 【事務委託分】 →事務委託手続き 【共通事務】 →許認可等の準備 →予算検討（補助事業活用）	【災害廃棄物処理】 →収集運搬体制整備 →仮置場（集積所）の設置・管理運営 →仮設処理施設の設置事務着手 →環境モニタリングの開始 【共通事務】 →許認可等の開始 →予算検討（補助事業活用）	進行管理 支援体制・廃棄物処理実行計画見直し	
長崎県	廃棄物処理施設の被災状況の把握 市町被災状況の把握	災害廃棄物概数把握 推計支援（必要に応じて推計実施）	【調整・支援業務】 →市町・民間団体への協力要請 →国、隣接県への協力要請 →市町実施計画策定支援 →許認可等の準備 →予算検討 →補助事業活用 【県による直接執行（事務の受託）】 →廃棄物処理実行計画策定 →事務受託手続きなど	【調整・支援事業】 →許認可等の開始 →予算措置（補助事業活用） →その他廃棄物処理に係る支援 【災害廃棄物処理（事務受託の場合）】 →収集運搬体制整備 →仮置場（集積所）の設置・管理運営 →仮設処理施設の設置事務着手 →環境モニタリングの開始	進行管理 支援体制・廃棄物処理実行計画見直し	

一次仮置場 … 第2編 災害廃棄物処理対策 第3章－3－(1) P30

一次仮置場は、被災の現場から発生した災害廃棄物を速やかに撤去するために設けるものであり、被災した住民が自ら災害廃棄物を持ち込むことができる場所である。

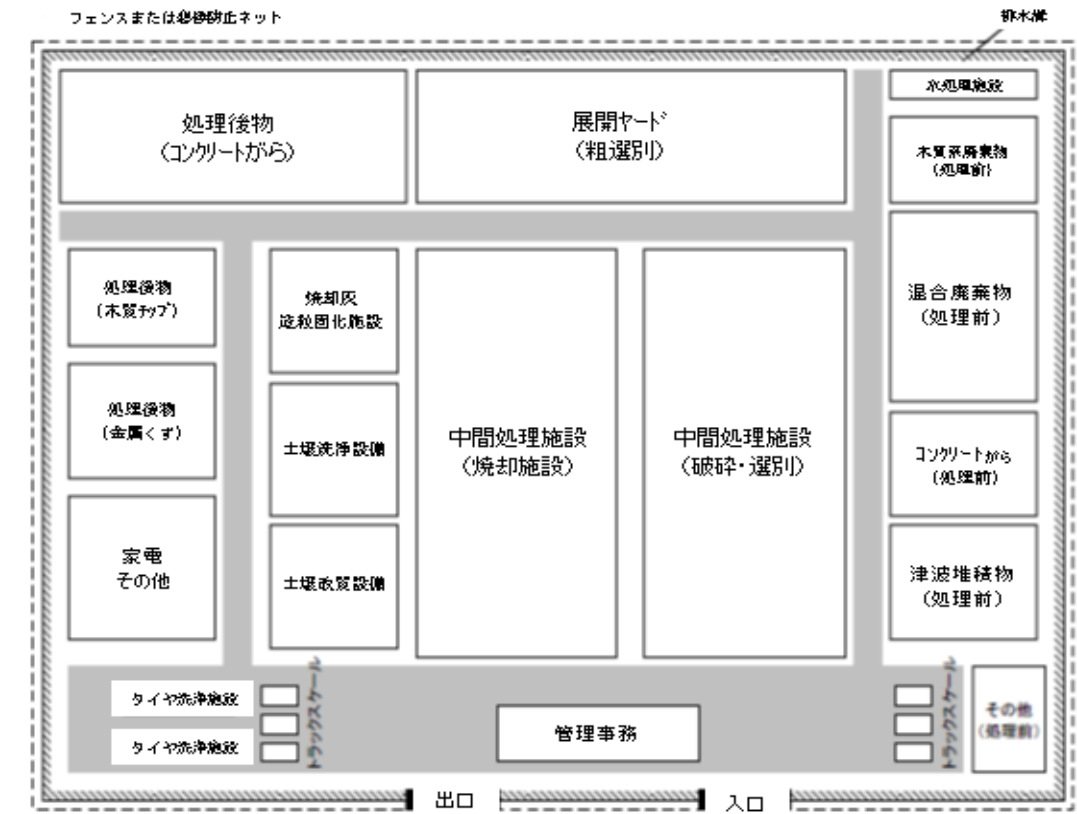
一次仮置場候補地

地 域	施 設 名	場 所	面 積
諫 早	市営野球場跡地	宇都町27番地1	39,448㎡
	津久葉公園	津久葉町5番地30	67,763㎡
	小野島グラウンド	小野島町2233番地	29,367㎡
多良見	なごみの里運動公園	多良見町木床2002番地	107,754㎡
	多良見西部グラウンド	多良見町舟津1898番地	11,000㎡
森 山	森山グラウンド	森山町本村1300番地	12,125㎡
	森山餅田山グラウンド	森山町唐比北691番地	12,177㎡
飯 盛	飯盛グラウンド	飯盛町平古場266番地	20,600㎡
	田結運動公園	飯盛町里145番地36	34,168㎡
高 来	高来総合運動公園	高来町小船津904番地4	27,751㎡
	高来西グラウンド	高来町峰97番地	6,000㎡
小長井	小長井グラウンド	小長井町小川原浦958番地8	12,150㎡
	小長井長里グラウンド	小長井町大峰980番地77	8,206㎡

※ 上記のほか、災害の種別、規模等に応じて、公園、干陸地、小中学校グラウンド等について、協議して速やかに確保できるよう対処する。

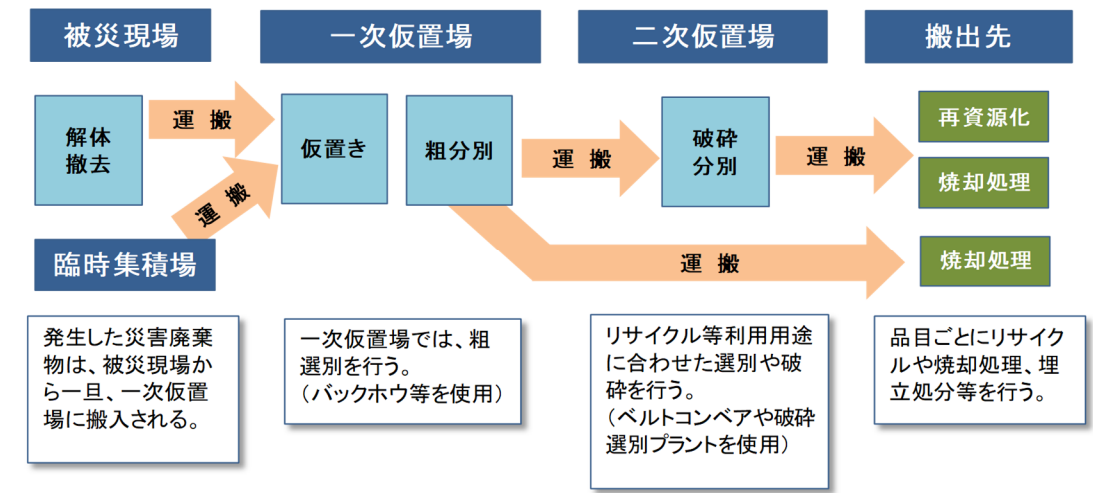
二次仮置場 … 第2編 災害廃棄物処理対策 第3章－3－(2) P31

二次仮置場は、処理の処分先の品質に応じた粉碎・選別のほか、処理前後の廃棄物の保管の機能も求められることから、一次仮置場よりも広い面積を必要とする。



仮置場への搬入、搬出フロー … 第2編 災害廃棄物処理対策 第3章－3－(2) P32

災害廃棄物を一次仮置場に集め、「柱材・角材」、「可燃系混合物」、「コンクリートがら」等をおおまかに分別する。次いで、二次仮置場において、「混合状態の災害廃棄物」等をさらに細かく破碎・選別した上で、再生資材等に利用可能なものはできる限り再生利用し、それ以外は焼却施設や最終処分場等で処理・処分する。



計画の見直し … 第3編 災害廃棄物処理計画の見直し 第3章 P40

本計画は、災害発生時の実効性を常に確保する必要があるため、実際の災害や訓練等を通じて改善点を抽出し、「国の法令や本計画の関連・上位計画等が変更されたとき」、「災害発生後における本計画の検証を実施した結果、改善の必要性が認められたとき」等、適宜、状況に応じて見直しを図るものとする。